

諮問番号：令和８年度諮問第１号

答申番号：令和８年度答申第３号

答申書

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第２ 審査請求に至る経緯

１ 審査請求に係る文書の通知

審査請求人は、令和７年５月１４日、「三木市区長協議会連合会等交付金交付要綱に基づく交付金の算出基準日の世帯数の訂正について」と題する書面（以下「世帯数の訂正通知」という。）を市長（以下「不作為庁」という。）に提出した。

２ 審査請求

審査請求人は、令和７年１２月１日、世帯数の訂正通知に対する対応がなされていないとして、不作為についての審査請求を行った。

第３ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、世帯数の訂正通知により要綱に基づき交付される交付金について、当該交付金の算出の基礎となる世帯数が過大に報告されていたことを市に通知し、「市は、過大に報告された世帯数に基づき過大に交付金を交付したのであるから、要綱第８条の規定により、交付金の交付決定の取消し及び返還を命ずるべきである」旨を不作為庁に伝えたにもかかわらず対応がない点について不作為がある。

2 不作為庁の主張

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第3条が不作為についての審査請求を提起することを認めているのは、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」であるところ、審査請求人が提出した世帯数の訂正通知は、法令に基づく申請とは認められない。したがって、審査請求人は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」とは認められないから、同条に基づく不作為についての審査請求を行うことはできない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は不適法であるため、法第49条第1項の規定により、却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

法第3条が不作為についての審査請求を提起することを認めているのは、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」である。

したがって、審査請求人が「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」と認められない場合は、同条に基づく不作為についての審査請求は、不適法な審査請求となる。

この点審査請求人は、世帯数の訂正通知の提出により、要綱に基づく交付決定の取消し及び返還を命ずることを求めたと主張するが、当該要求は、法令に基づく申請とは認められないから、審査請求人は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」とは認められない。

したがって、審査請求人は、同条に基づく不作為についての審査請求を行うことができない。

第5 審査庁の意見

本件審査請求は不適法であるため、法第49条第1項の規定により、却下されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和8年4月16日	諮問
令和8年4月27日	調査審議
令和8年7月31日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び不作為庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

1 審査請求適格の有無

法第3条が不作為についての審査請求を提起することを認めているのは、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」である。

したがって、審査請求人が「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」と認められない場合は、同条に基づく不作為についての審査請求は、不適法な審査請求となる。

この点審査請求人は、世帯数の訂正通知の提出により、要綱に基づく交付決定の取消し及び返還を命ずることを求めたと主張するが、当該要求は、法令に基づく申請とは認められないから、審査請求人は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」とは認められない。

したがって、審査請求人は、同条に基づく不作為についての審査請求を行うことができない。

2 よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和8年7月31日

三木市行政不服審査会

会長 矢形 幸之助

委員 丸茂 英雄

委員 入江 智美